

国府町農事放送農業協同組合 放送サービス団体加入契約約款

国府町農事放送農業協同組合（以下「当組合」という）が、当組合が行う放送サービスの提供を受ける施設の管理者（以下「管理者」という）との間に定める国府町農事放送農業協同組合 放送サービス団体加入契約約款（以下「約款」という）は、以下の条項によるものとします。また、国府町農事放送農業協同組合 定款（以下「定款」という）及び約款において、重複する事項がある場合は、すべてにおいて定款を優先します。

第1条（放送サービス）

当組合は定められた区域（以下「業務区域」という）内において、当組合の放送サービスを提供するための施設（以下「本施設」という）により、管理者に次のサービスを提供するものとします。

- （1）基本サービス
放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む）、ラジオ放送（FMおよびデジタル放送）、デジタルデータ放送の各同時再送信番組及び、基本サービスの範囲内の自主放送番組の提供。
- （2）有料サービス
基本サービスに含まれない、有料自主放送番組の提供。
- （3）上記事項に付帯するサービス業務

第2条（放送サービスの単位）

団体加入申込は、引込線1回線ごとに行います。但し、引込線1回線に複数世帯、複数企業が加入する場合、放送サービスの単位を各世帯とします。なお、世帯とは、同一の住居及び生計を共にする者の集まり、又は独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいいます。

2 団体加入契約により加入する施設の各世帯を、国府町農事放送農業協同組合 組合員外（以下「員外」という）と呼びます。

第3条（団体加入の成立）

団体加入申込は、引込線1回線あたり6戸以上の世帯が接続される場合に申込みできるものとします。

- 2 団体加入申込は、管理者が一括して申込みするものとします。
- 3 管理者があらかじめ定款及びこの約款に記載された条項について承諾し、加入申込書に必要事項を記載し、国府町農事放送農業協同組合 放送サービス費用一覧表（以下「費用一覧表」という）に定める団体加入金を添えて申込を行い、当組合が承諾した時に加入が成立するものとします。
- 3 当組合は、次号に該当する場合、加入を承諾しないことがあります。
 - （1）申込に係る引込線設置及び保守が困難、その他技術的な理由によりサービスの提供が困難な時。
 - （2）管理者が、当組合利用料、その他の責務（この約款に規定する費用以外の債務）の支払いを現に怠り又は怠る恐れがあると当組合が判断した時、また、その他当組合業務の遂行上支障がある場合。
- 4 管理者は、引込線設置工事について、あらかじめ地主、家主、その他利害の関係する者の承諾を得ておくものとし、このことにより問題が生じた場合があっても当組合は一切の責任を負いません。

第4条（団体加入申込の撤回）

管理者は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申込の撤回または当該申込の解除を行うことが出来ます。

- 2 前項の規定による加入契約の申込の撤回は、同項の書面を発した時にその効力を生じます。
- 3 第一項の規定にかかわらず、加入後、引込及び宅内工事等を着工又は完了済みの場合は、加入申込の撤回はできません。

第5条（加入の有効期限）

加入の有効期限は、契約成立の日から1年間とします、ただし、契約期限満了の10日前までに、当組合、管理者

のいずれからも文書による意思表示がない場合には、引続き1ヶ月自動延長するものとし、以後も同様とします。

第6条（利用料）

管理者は、基本サービスの提供を受けるために費用一覧表に定める基本サービス利用料を支払うものとします。また、有料サービスは、STBプラン利用契約書により費用一覧表に定める有料サービス利用料を、員外が支払うものとします。

- （1）基本サービス
基本サービスの提供を受け始めた日の属する月から、利用料を当組合の指定する期日までに支払うものとします。
 - （2）有料サービス
有料サービスを受ける場合は、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月から、利用料を当組合の指定する期日までに毎月支払うものとします。
 - （3）その他のサービス利用料
当組合と管理者及び員外が別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月から、利用料を当組合の指定する期日までに支払うものとします。
- 2 基本サービス利用料は、管理者が一括して支払いを行うことを条件に、支払い額を下記のとおりとします。
(引込回線1回線に接続される総世帯数 × 80%)を四捨五入した世帯数 × 基本サービス利用料
 - 3 落雷等やむを得ない事由により、当組合が第1条に定めるサービスの提供ができなかった場合、原則として減額は行わないものとします。
 - 4 社会、経済情勢の変化に伴い、各サービス利用料を改定することがあります。その場合には、改正1ヶ月前までに当該管理者及び員外に通知します。
 - 5 NHK受信料及び費用一覧表に定めるところの特別有料番組の利用料は、当組合が設定した各サービス利用料の中に含みません。

第7条（支払い方法）

- 引込線1回線あたりに接続される全世帯の基本サービス利用料は、管理者が一括で支払うものとする。
- 2 利用料の支払い方法及び期日については、国府町農事放送農業協同組合 総代会において決定します。
 - 3 管理者は、団体加入金、基本サービス利用料等について、別途当組合が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。
 - 4 員外は、有料サービス利用料等について、別途当組合が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。
 - 5 当組合は、管理者及び員外に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとします。
 - 6 当組合団体加入金、各サービス利用料等についてその全部、または一部の支払い期日を変更することがあります。

第8条（支払利息）

管理者及び員外が前条に定める期日までに、当組合団体加入金、各サービス利用料、引込及び宅内工事費等の支払いを行わない場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に対して14.6%の割合で計算して得た額を、遅延金として当組合が指定する期日までに支払うものとします。

第9条（施設の設置及び費用の負担）

当組合は、原則として本施設のうち国府町農事放送農業協同組合局舎（以下「局舎」という）から光回線用映像終端装置（以下「端末設備」という）までの設置に要する費用を負担します。但し、回線設備が管理者施設付近にない場合には、費用負担について別途協議するものとします。

- 2 引込線設置のために、施設に配管及び埋設等の工事が必要となる場合は、別途協議するものとします。
- 3 本施設の設備工事は、当組合又は当組合が指定した工事業者が行うものとします。
- 4 端末整備以降の全ての施設（有料サービスで利用するSTBを除く）の設置は、管理者及び員外が行い、管理者及び員外が費用負担するものとします。

5 端末設備への給電のために必要となる、電源装置の設置場所については管理者が提供するものとします。また、端末設備のために必要となる電源装置運用に係る電気料金は、管理者の費用負担とします。

第10条（施設の所有関係）

本施設のうち、局舎から端末設備出力端子までの設備は第9条第1項による協議内容にかかわらず、当組合の所有とします。

2 本施設のうち、端末設備出力端子以降の全ての施設（有料サービスで利用するS T Bを除く）は管理者の所有とします。

第11条（施設の維持管理）

当組合は、局舎から端末設備までの施設について維持管理します。

2 管理者及び員外は、当組合施設の維持管理の必要上、当組合のサービス提供が一時停止することを承認するものとします。

第12条（故障、保安等に伴う責任負担）

当組合は、提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合、これを調査し必要な処置を講じます。

2 管理者及び員外は、当組合の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が管理者及び員外施設による場合、修復に要する費用を負担するものとします。又、管理者施設の故障によって生じた損害についても損害賠償するものとします。

3 管理者及び員外は、事故の故意、過失によって第11条に規定する当組合所有の施設に故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

第13条（天災に関する事項）

当組合の施設には保安装置が設置されていますが、落雷等により員外の受信機が破損した場合においても、当組合はその責任を負わないものとします。

2 天災により当組合の施設が壊滅した場合は、当組合はその責任を負わないものとします。

第14条（設置場所の無償利用）

当組合は、本施設を設置するために必要最小限において、管理者及び員外が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

第15条（便宜の供与）

管理者及び員外は、当組合又は当組合の指定する業者が本施設の検査修復等のために、管理者及び員外の敷地、家屋、構築物等への立ち入りについて、協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第16条（サービスの無断利用及び営業利用の禁止）

法令により、員外がテープ及びディスク等のメディア、配線等により当組合のサービスを第三者に提供することを禁止します。

第17条（放送内容の変更）

当組合は、事情により予告なく放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第18条（サービス利用内容の変更）

員外は、サービス内容の種別の変更を希望する場合には、別途当組合が指定する申込書によって、当組合に申し込むものとします。申込があった場合、当組合は、速やかに変更された内容に基づいてサービスを提供します。

第19条（有料サービス）

員外は、当組合の提供する有料サービスを、当組合が提供するS T Bのみで利用できるものとします。また、費用及びS T B利用に関する事項は、別途定めるS T Bプラン利用契約書によるものとします。

第20条（脱退）

管理者及び員外は、加入を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日以前に、当組合指定の脱退届により届出するものとします。

2 有料サービスを解約する場合は、原則として脱退届の書類確認後、解約処理を行うものとします。

3 本条第1項による解約の場合、管理者及び員外は第6条の規定による料金を当該解約の属する月まで支払うものとします。

4 本条第1項による解約の場合、当組合は当組合施設を撤去します。但し、撤去に伴い、管理者及び員外が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、管理者及び員外はその復旧費用を負担するものとします。

5 当組合は、管理者及び員外にこの約款に違反する行為があったと認める場合は、管理者及び員外に催告の上、また、管理者及び員外が当組合に通知せず転居等したため、当組合から管理者及び員外に対する通知告知催告が到達しない場合には、通知催告なしにサービスの提供を停止し、加入を解約することができるものとします。

第21条（サービス提供の解除）

電力、電話の無電柱化等、当組合、管理者及び員外のいずれの責にも帰することのできない事由により、当組合施設の変更を余儀なくされ、且つ当組合施設の代替構築が困難な場合、当組合は管理者及び員外にあらかじめ理由を通知した上で、サービス提供を解除できるものとします。

2 前項によりサービスの提供を解除した場合に、員外が別途支払った日本放送協会（NHK）のテレビ受信料及び株式会社（WOWOW）の利用料等が払戻しされず員外に不利益、損害等が生じることがあっても、当組合は、何らの責任も負わないものとします。

第22条（承諾の限界）

当組合は、管理者及び員外からの何らかの請求が当組合業務の遂行上支障があると認定した場合、その請求を承諾しないことがあります。但し、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第23条（定めなき事項）

定款及びこの約款に定めなき事項が発生した場合は、当組合と管理者及び員外は誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

第24条（約款の改定）

当組合は、約款を改定する場合があります。改定した場合、管理者及び員外に改定部分を通知又は周知し、以降は改定後の約款によるものとします。

第25条（合意管轄）

本約款の解釈または履行につき争いが生じた場合の管轄裁判所を、徳島地方裁判所とします。

付則

法人（旅館、ホテル、病院等）については、別途放送サービス法人契約約款に定めます。

2 この約款は、平成24年10月1日より施行します。